

公益財団法人大分県市町村振興協会助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第4条第1項第3号の規定にする市町村の振興に資する事業に対する助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 大分県内の市町村
- (2) 大分県内の市町村で組織する団体

2 前項の規定にかかわらず、次条に掲げる事業を行う団体であって、この法人の目的に照らし、理事会が特に必要と認めるものは、助成金の交付の対象とすることができる。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する団体の職員の資質向上を目的とする事業
- (2) 市町村が共同で実施することにより効率化が図られる事業
- (3) 市町村に財政負担が生じる事業
- (4) 前条第1項第2号に規定する団体が当該団体に属する市町村間の連携又は協調を図るために実施する事業
- (5) 前条第1項第2号に規定する団体が当該団体に属する市町村の健全な発展を図るため実施する研修又は政策研究に関する事業
- (6) その他この法人の目的に照らして理事会で必要と認めた事業

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎事業年度の予算に定める額の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、この法人の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他この法人が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 この法人は、助成金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、助成対象事業として適当であると認めるときは、助成金の交付の決定をするものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 この法人は、助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付したときは、その条件を助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第8条 助成金の交付の決定を受けた申請団体（以下「助成団体」という。）は、当該決定に係る助成対象事業（以下「助成事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、助成事業計画変更申請書（様式第3号）をこの法人に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 助成団体は、助成事業が期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくこの法人に報告し、その指示を受けなければならない。

(事情変更等による交付決定の取消し等)

第9条 この法人は、前条の規定による計画変更申請を受けたとき、及び助成事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった、又は遂行できなくなったと認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 第7条の規定は、前項の規定による決定の取消し等について準用する。

(状況報告)

第10条 この法人は、助成団体に対し助成事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 助成団体は、助成事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、この法人が指定する日までに、助成事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に定める書類を添えて、この法人に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書等その他の証拠書類

(3) その他この法人が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第12条 この法人は、前条の規定により実績報告書等を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助

成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第5号）により、当該助成団体に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条 この法人は、前条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付するものとする。ただし、この法人が助成金の交付の目的を達成するため、助成事業の完了前に交付することが適切であると認めたときは、助成金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。この場合において、この法人は、助成金概算交付通知書（様式第6号）により助成団体に通知するものとする。

2 前条又は前項ただし書の通知を受けた助成団体は、助成金交付請求書（様式第7号）により助成金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 この法人は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの規程及びこの法人の指示に違反したとき。
- (4) 第11条の規定による実績報告をしないとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（助成金の返還）

第15条 この法人は、第12条の規定により、助成金の額を確定した場合において、既に当該確定した助成金の額を超えて助成金が交付されているときは、期限を定めて当該超えた額の返還を命ずるものとする。

2 この法人は、前条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該取り

消した額の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 助成団体は、助成事業により取得し、又は効用の増した財産で次に掲げるものを、この法人の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案してこの法人が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具その他重要な資産でこの法人が定めたもの

(関係書類の整備)

第17条 助成団体は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

2 前項に定める書類等の保存期間は、別に特別の定めがない限り、助成事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する事業年度の末日までとする。

(立ち入り検査等)

第18条 この法人は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成団体に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(助成金に関する手続きの特例)

第19条 この法人は、この規程に定める手続きにより難しいと認めるときは、助成金に関する手続きについて、別に定めることができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 様

印

助成金交付申請書

公益財団法人大分県市町村振興協会助成金交付規程に基づき、下記のとおり(概算
払にて)助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
交付申請額	円
事業目的と助成申請理由	

※添付書類

- ・ 事業の内容及び効果を明記した計画書
- ・ 事業に関する収入と支出を明記した予算書

【様式第1号別紙】

事業計画書

事業名	
実施期間	着手：平成 年 月 日 完了：平成 年 月 日
事業内容	
予想される事業効果	

※研修事業の場合は研修ごとに記入してください

研修事業名	
実施(参加)期間	平成 年 月 日～ 月 日
実施(参加)場所	
参加予定人数	
研修の目的	
研修によって 期待される効果	

【様式第1号別紙】

収支予算書

(1) 収入の部

区分	予算額	概要
	円	
合計	円	

(2) 支出の部

区分	予算額	概要
	円	
合計	円	

※研修事業の場合は研修ごとに記入してください

様

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 印

助成金交付(変更・取消)決定通知書

年 月 日付 号で申請のあった助成金の交付(変更・取消)について、下記のとおり決定(年 月 日付大振協発第 号で通知した交付決定を変更・取消)したので通知します。

記

事業名	
助成金 交付決定額	円
交付の条件	

様式第3号

平成 第 年 月 日

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 様

印

助成事業計画変更申請書

年 月 日付大振協発第 号により助成の決定を受けた
助成金の対象となる事業に要する予算及び事業の内容を下記のとおり変更(中止・廃
止)したいので、公益財団法人大分県市町村振興協会助成金交付規程第8条第1項の
規定に基づき申請します。

記

変更する 事業名	
変更後の 交付申請額	円
変更内容	
変更する理由	

※添付書類

- ・ 使途及び事業内容の変更内容を示す資料
- ・ 事業についての収入と支出を明記した予算書

様式第 4 号

平成 第 年 月 日

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 様

印

助成事業実績報告書

年 月 日付大振協発第 号により助成金の交付決定を受けた事業について、関係書類を添えて実績を報告いたします。

記

事業名	
事業費及び助成金充当額	事業費： 円 助成金充当額： 円
実施した期間、場所、参加人数等	
事業の内容	
事業の効果	

※添付書類

- ・事業についての収入と支出を明記した予算書
- ・領収書またはそれに代わる書類

【様式第4号別紙】

収支決算書

(1) 収入の部

区分	予算額	決算額	概要
		円	
合計		円	

※ 収入金額のうち、会費又は他団体からの助成金がある場合は、収入金額及び収入根拠の分かる書類を添付してください。

※ 借入金収入がある場合は、借用証書等の写しを添付してください。

(2) 支出の部

区分	予算額	決算額	概要
		円	
合計		円	

※ 支出金額のうち、支払い済みのものについては、領収書又は口座振替済証の写しを添付してください。

※ 支出金額のうち、未払金がある場合はその旨注記し、請求書の写しを添付してください。

様

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 印

助成金交付確定通知書

年 月 日付 号で申請のあった助成金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

事業名	
助成金 確定額	円
助成金の 返還	※ 既に交付している額が確定額を超えている場合は差額を 年 月 日までに返還してください。

様

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 印

助成金概算交付決定通知書

年 月 日付 号で申請のあった助成金の交付について、下記
のとおり助成金を概算で交付することを決定したので通知します。

記

事業名	
助成金 交付決定額	円
交付の条件	

様式第7号

平成 第 年 月 日

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 様

印

助成金交付請求書

年 月 日付大振協発第 号で交付決定(確定)通知のあ
りました助成金について、下記のとおり(概算払にて)交付を請求します。

記

事業名

助成金(概算払)請求額 円

振込先

金融機関名

銀行 支店
預金種目 普通・その他 ()

口座番号 _____

名義人 _____